

## 主要作物種子法の廃止に伴う万全の対策を求める意見書

昨年の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立し、今年の3月末をもって同法は廃止されました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

種子法が廃止されたことにより、これまで種子法が担っていた重要な役割である種子の安定供給の法的根拠が失われ、今後、民間企業参入による稲などの種子価格の高騰、優良品種の維持・開発、地域条件などに適合した品種の維持・開発などの衰退が危惧されます。

また、本市の基幹産業である農業を支える農家は、特許料を払わなければ種子を使えなくなるといった状況が生じることが強く懸念されるなど、本市への影響は計り知れません。

以上の趣旨から、下記の項目について早急に対策を講じることを求めます。

### 記

- 1 試験場等の取り組みが後退することのないよう、予算措置等の確保を行うこと。
- 2 国及び千葉県は、優良品種の維持・開発、種子事業を継続できるよう新たな法又は条例の整備をすること。
- 3 地域の共有財産である「種子」が特定事業者に独占されることにより、種子の安定供給等に影響が出ないように対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月17日

千葉県匝瑳市議会議長 山崎 等

千葉県知事 森田 健作 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

農林水産大臣 吉川 貴盛 様

財務大臣 麻生 太郎 様

総務大臣 石田 真敏 様

衆議院議長 大島 理森 殿

参議院議長 伊達 忠一 殿